

平成24年10月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官
平成24年(行コ)第8号 不当労働行為救済命令取消請求控訴事件
(原審・岡山地方裁判所平成23年(行ウ)第27号)
口頭弁論終結日 平成24年9月6日

判 決

控訴人	フルハーフ岡山株式会社
被控訴人	岡山県
同代表者兼処分行政庁	岡山県労働委員会
被控訴人補助参加人	岡山地域労働組合

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 岡山県労働委員会が岡委平成22年(不)第3号不当労働行為救済申立事件について、平成23年8月8日付けでした命令を取り消す。

第2 事案の概要

- 1 本件は、控訴人が、被控訴人補助参加人組合員の職場復帰及び解雇撤回に係る団体交渉に応じなかったことが不当労働行為に当たるとして発令された救済命令には違法があると主張して、その救済命令の取消しを求める事案である。

原判決は、控訴人の請求を棄却したところ、控訴人が原判決を不服として、本件控訴をした。

- 2 争いのない事実等及び争点(争点に関する当事者の主張を含む。)は、次のとおり改めるほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の1及び2(原判決2頁6行目から同17頁4行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。
 - (1) 原判決4頁23行目の「被告補助参加人」を「控訴人」と改める。
 - (2) 同13頁6行目及び同15頁22行目の各「本件口頭弁論終結時」を「当審における口頭弁論終結時」と各改める。

第3 当裁判所の判断

当裁判所も、控訴人の請求は理由がなく、これを棄却すべきであると判断する。その理由は、原判決の「事実及び理由」中の[第3 当裁判所の判断]の1ないし4(原判決17頁6行目から同19頁14行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

第4 結論

よって、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であるから、本件控訴を棄却するこ

ととし、主文のとおり判決する。
広島高等裁判所岡山支部第2部